

## 戸 沢 村

〔都 留 市〕

戸沢村は菅野川の支流、戸沢川の上流域に開けた山間の村である。戸沢山字西東山に源をもつ戸沢川は、村内を西流して玉川・法能村境へといたり、この辺りからやや向きを北にかえながら、やがて菅野川に合流する。

戸沢村は戸沢川によって切り裂かれた西の一面を除けば、その周囲を海拔六〇〇〜一四〇〇メートル級の山にとりまかれ、その峰・尾根をもって他村と接している。村の北につらなる「ミヅシリ」「大ムカヒ」「向ヒ山」の尾根は与繩村との境をなし、「天神」「ミヤウガネ」、それより東へとめぐる「サルヤケ」「ゴゼリ」「戸沢山(ゴゼ入)」の尾根は、朝日馬場村・朝日曾雌村・道志村との境をなす。また、村の南側を東から西へとつらなる「ヤナ沢」「マハリ」「カル沢」の尾根は、菅野村・法能村との境を形成する。

村境を形成し村をとりまく山は、村絵図上緑色とこげ茶色に色分けして描かれ、山の利用形態の違いを示している。緑色に塗られた山は戸沢村一村による村中入会山であり、こげ茶色に塗られた山は、戸沢村を山元として同村周辺の村々も入会していた村々入会山である。

村々入会山は戸沢村の南側に位置することから「南山」と総称され、玉川村、法能村枝郷宮原、下谷村、同村枝郷新井・深田・姥沢、四日市場村、同村枝郷瀬中の村々が入会していた。これらの村々のうち、山手大豆を戸沢村に納めていた玉川村のみは南山の全域に、その他の村々は南山の一部に入会うことができた。享保五年(一七二〇)の「村明細帳」によれば、南山は「内山」と「奥山」に区分され、玉川村を除く村々が入会えた場所は奥山に限られている。奥山と称される場所は、南山のうち「山神」は「から沢」より奥、「まはり」は「丸くすれ」より奥、「やな沢」は「とけ石」より奥、「あつさご」は「中小屋」より奥、「ごぜ入」は「かつら渡度」より奥と取り極められていた。

村々入会山での採取品は、山元戸沢村も含め薪・秣まぐさ・苗代刈敷・打刈敷の四種で、うち苗代刈敷はさらに採取地が限定され、また鋸を持つての入山は禁止されていた。



下戸沢の集落を望む

内山・奥山と区分された南山のうち、内山は戸沢村の入会山であり、絵図上緑色に塗られた村の北側と東側に位置する山とともに、村中の入用とする林産品の採取や山畑の耕作が行われていた。村中入会山もその利用のされ方により、「山畑」「柴山」と称される一帯と、通常「山」と称される一帯に区分されている。山畑は山と畑の輪換的利用の行われていた場所で、寛文九年(一六六九)の「山水帳」によると、その面積は四町二反六畝一〇歩におよぶ。絵図にみえる山畑の開かれていた場所は、「カル沢」「太平」「戸沢山」の裾野と戸沢川最上流部左岸の四か所であるが、これを「山水帳」の小字と対照するとその広がりは限定的である。おそらく、絵図に示される山畑は、すでに定畑化していたものに限られるのではないだろうか。一方、柴山は絵図には示されないが、柴肥(刈敷)として利用する柴の採取源として、村中入会山の各所に仕立てられていたことが右の寛文九年

「山水帳」によって確認され、その面積は四町三反三畝一七歩となっている。山はこれら山畑・柴山を包みこんで広がり、薪・萱・普請用材などの採取源として、領主の検地の竿のおよばない一帯として村人の利用下にあった。

戸沢村の集落は、山にとりまかれた沢あいの緩傾斜面に、東西に長く開けている。現地での聞き取りによれば、集落は上戸沢・下戸沢の両組に分かれ、さらに上戸沢は西川・和田ワダ・新屋の三組に、下戸沢は御嶽堂・田元の二組に分かれるという。上戸沢は鉱山業・金物業・鍛冶業の守護神とされる金山権現の辺りで、家々は同権現の周囲を四角くとりまいて開削された道の両側に建ち並び、集落を形成している。一方、下戸沢の集落はその下手、御嶽権現と正蓮寺の門前に開け、御嶽権現の辺りが御嶽堂、正蓮寺の辺りが田元にあたる。

田元は伝説の地でもある。『都留市寺記』によれば、天長年間ころ田元の地に三町余りの池があり、この池のほとりに白兔の形をした鹿のような動物がいて、いつも樹々の間をとびまわっていた。人々はこの奇獣を池の主としていたが、池に方一〇間余りの田を開いてからはどこへともなく消え去った。その後、奇獣がいつも休んでいた田の西北の高台に、不思議に光る石が二つあらわれた。人々はこれを奇獣の霊と信じ、その霊石があったところに一堂を建て「池の堂」と名付けたという。この池の堂が宝池山正蓮寺の興起、田光山円融寺であり、田元の地名もこの伝説に由来するといわれる。

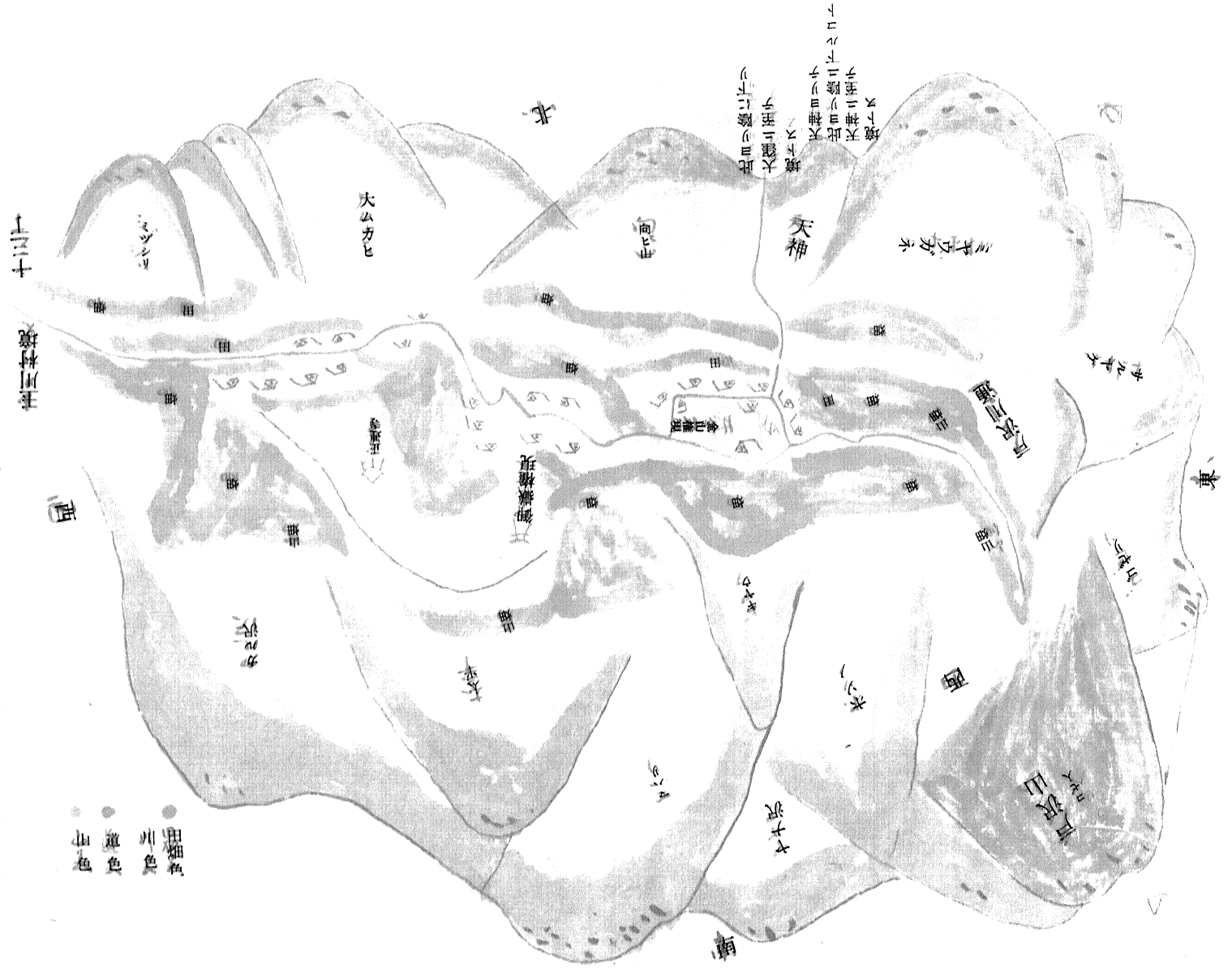
ここで、戸沢村の家数・人数・牛馬数の推移をみておこう。享保五年（一七二〇）、同村の家数は四九軒、人数は三一人、牛馬数は牛一八疋・馬一一疋である。その後、文化三年（一八〇六）には家数七五軒、人数三一五人、馬三〇疋、また天保十四年（一八四三）には、家数五九軒、人数二四三人、馬一二疋となっている。家数は享保五年から文化三年の間に二六軒増加しているが、人数ではわずかに四人の増加にとどまる。このことは、同期間に家族形態の変化と家の分立が進み、小家族の家が徐々に多くなってきたことを示すものだろう。また、牛から馬への家畜の交替によって、牛の飼育頭数が皆無となった変化もこの間の大きな出来事である。文化三年から天保十四年の間には、家数・人数・馬数ともに激しく減少しているが、これが天保飢饉の影響によることはまちがいない。なお、昭和五十五年の国勢調査による世帯数は九一世帯、人口は四一人、うち男二三人・女一九八人である。



上戸沢の集落

戸沢村の村高は八七石八斗九升六合、その内訳は田二一石三斗一升七合、畑六六石五斗七升九合である。絵図に示される田の開かれていた場所は戸沢川沿いの四か所で、左岸に三か所、右岸に一か所みえている。戸沢川通り字「といばな」には用水堰が設けられ、灌漑水が取り入れられていたが、絵図には同堰からの用水の流れは描かれていない。畑は戸沢川兩岸の台地上と、集落と山畑の間の緩傾斜地に開かれていたことを絵図からよみとれる。

戸沢村の人々はこれら本田畑と山畑の耕作を専らにし、作間には男は山稼ぎ、女は機織りを行い暮らしをたてていた。ことに女稼ぎの機織りは、戸沢村の人々にとって重要な貨幣収入源であり、享保五年には「絹・紬織」で金六二、三両が稼がれていた。現在におよぶ郡内織の地場産業としての地位と伝統は、江戸時代以来、女性の手によって連綿と支えられ、培われてきたのである。

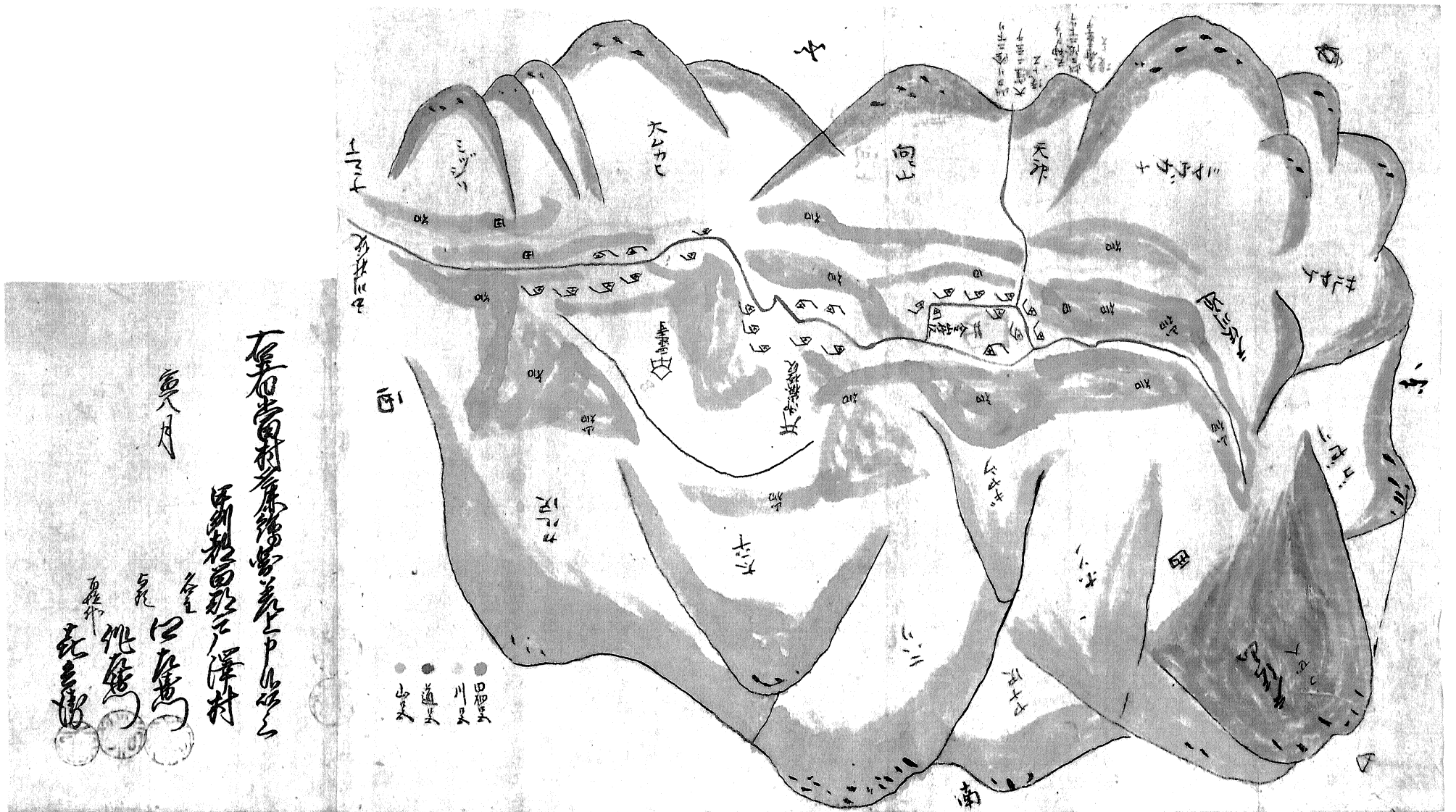


右は当村絵図差本申候似土

甲州都留郡戸沢村

寅八月

- 名主 郷在衛門 印
- 身頭 作在衛門 印
- 百姓代 麩兵衛 印



6 文化3年(1806)8月 戸沢村絵図 都留市蔵(森鳴家文書) 275×475

# 都留市史

資料編 都留郡 村 絵 図集  
村明細帳

六 享保五年（一七二〇）八月 戸沢村明細帳

（表紙） 享保五年

甲斐国都留郡戸沢村明細帳

子八月

江川多郎左衛門様

御役所へ上ル

甲州都留郡 戸沢村

一 高八拾七石八斗九升六合

此反別拾三町五反九畝三步

高貳拾壹石三斗壹升七合 田方ニ（記載なし）

田方式町壹反八畝貳拾壹步

高六拾六石五斗七升九合 畑方ニ粟・大豆・稗 其外野菜

畑方拾壹町四反拾貳步

右田畑畝

分米貳石五升八合

上田壹反五畝貳拾步

分米五石壹斗四升八合

中田四反貳畝貳拾七步

盛壹石三斗

盛壹石貳斗

内壹畝拾四步 前々永引

残四反壹畝拾三步 有反

分米八石壹升七合

下田八反五步

内六拾四步 前々永引

残七反四畝壹步 有反

分米四石六升四合

下々田五反貳拾四步

内八畝六步 前々永引

残四反貳畝拾八步 有反

分米貳石三斗

見付田貳反九畝步

内壹畝五步 前々永引

残貳反七畝貳拾五步 有反

分米拾四石壹斗四升

上畑壹町壹畝拾貳步

内九步 前々永引

盛壹石

盛七斗

盛八斗

盛壹石



戸沢村明細帳



是ハ村入用ニテ御建被遊候

一 当村用水堰、是ハ前々御普請所ニ御座候

一 当村川除場

是ハ当村田畑川岸ニ御座候ニ付、満水之節は田畑絶

地出来仕候ニ付、前より御普請所ニ御座候

一 馬草・薪・刈敷共ニ当村山ニテ取申候

一 大豆式俵 山手玉川村より当村へ取申候

是ハ山手大豆、玉川村より当村山畑・切替場所入、

馬草・かり敷共ニとらせ来り申候

一 当村入会内外境

山神へから沢より奥入会  
まへりへ丸くすれより奥入会  
やな沢へとけ石より奥入会  
あつさご中小屋より奥入会  
ござ入へかつら渡より奥入会

右境より内ハ山畑、大豆・稗上納之場所ニテ御座候ニ

付、境より内ハ古来より入不申候、境より奥山ニテ

薪・茅、惣て山入用之物、宮原・姥沢・瀬中・新井・

深田・四日市場ハ宮より上計入来申、山手ハ無御座

候、玉川村ハ古来より内外共ニ入来り申候

一 当村より御伝馬宿大助大月へ出申候、是ハ右大通り御

座候節ハ、谷村御陣屋様より人馬御割付被仰、御触次

第ニ相勤申候、尤花咲へ出し候節も御座候

一 拝借鉄炮式から

右から 長式尺一寸 預り主

玉目三反二分 八 兵衛

左から 長三尺五分 預り主

玉目三反五分 甚之丞

是ハきす鉄炮ニ御座候ニ付、御借被下候時、其段

申上置、預り申候

右之猪鹿大分出、作毛荒シ申候ニ付、威シ鉄炮御拝借

仕置申候

一 当村ニテ少々買物等ハ谷村、道法巷里余、出候て調申候

一 当村より江戸ハ方角東ニ当り、道法廿六里、道中筋ハ

駒木通りより江戸ハ四ツ谷へ出申候

一 当村より谷村へ道法巷里拾丁、甲府へ拾式里、小田原

へ拾八里、八王子へ十六里、津久井荒川へ十三里

一 蚕村中女稼ニ仕候、蚕之儀当違御座候、格別過不足御

座候

一 当村之女之稼ニ絹・紬織候て商売ニ仕候、大積り金高

六拾二、三両ニ成可申候、然共蚕当違ニテ織絹・紬過

不足御座候

一 当村より名主御用ニテ江戸へ参り候も、駄賃・雑用金

式兩程も掛申候、年寄・百姓ハ当村より江戸へ参り候

儀無御座候

一 田畑肥、田作へ柴刈敷入申、畑作へハ馬屋肥かけ、作

仕付申候

一 当村百姓耕作之間、薪・馬草等取申候

一 当村ニ杉・雑木林無御座候

一 当村鍛冶・大工・紺屋・山伏・牢人無御座候

一 当村以種・造酒屋無御座候

一 同御鷹場無御座候

一 同切支丹類族無御座候

一 同御追放者・御預り者無御座候

一 同御六尺給・御餅米上納無御座候

右之通り当村ニ在来り候儀、任御尋委細書付差上申候、

少も相違無御座候、乍然相違之義御座候ニおいては、其

品により何分之曲事にも可被仰付候、以上

享保五年 甲斐国都留郡戸沢村

子八月

名主 九郎右衛門

組頭 多左衛門

同 久左衛門

名主 喜兵衛

手頭 友右衛門

百姓代 七郎兵衛

御代官江川多郎左衛門様

御役所 天保度御代官佐々木道太郎様

御役所へ上ル

名主 源七

組頭 之丞

百姓代 市郎兵衛

御役所へ上ル

名主 志村英仁家文書

組頭

百姓代

御役所へ上ル

名主

組頭

百姓代

御役所へ上ル

名主

組頭

百姓代

御役所へ上ル

名主

組頭

七 文化三年（一八〇〇）八月 戸沢村村内明細書上帳

（表紙） 文化三年

村内明細書上帳

寅八月 戸沢村

寛文九酉年秋元但馬守様御檢地御水帳式冊

村高八拾七石八斗九升六合

此反別拾三町五反九畝三歩

田高貳拾壹石三斗壹升七合

烟高六拾六石五斗七升九合

御高札三枚

家数七拾五軒

人数三百拾五人

一 男女嫁

男ハ農業之間株・薪を取申候

女ハ蚕飼稼・機織申候

馬三拾疋

残巻町巻敵三步 有反

分米拾四石六升八合

中畑巻町六反五畝拾五歩

盛八斗五升

内四歩 前々永引

内巻石巻斗三升 前々永引

残巻町六反五畝拾巻歩 有反

一 柴山四町三反三畝拾七歩

分米拾七石七斗巻升三合

此米五斗四升六合

下畑武町七反武畝拾五歩

盛六斗五升

内巻敵拾歩 前々永引

上柴山武町

但巻反ニ巻升五合

残武町七反巻敵五歩 有反

此米三斗

分米拾巻石五斗五升

中柴山五反三畝拾歩

同巻反ニ巻升武合

下々畑武町五反六畝武拾歩

盛四斗五升

此米六升四合

内三畝武拾五歩 前々永引

下々柴山巻町八反七歩

同巻反ニ巻升

残武町五反武畝武拾五歩 有反

此米巻斗八升武合

分米三斗五升八合

一米五升三勺

田方切出

見附畑武町九反四畝拾歩

盛武斗五升

一 永巻貫五百九拾九文

浮役代米金

内六畝武拾武歩 前々永引

是ハ薪・萱・萩・藁・青草・干草棒・渋柿・入ま

残武町八反七畝拾八歩 有反

つ・糠・炭木代・夫金

分米五石

江戸廻米

屋敷五反歩

盛巻石

分米七斗五升

一米五斗八升 当村名主給米、是ハ御私領之節ハ御地頭よ

桑武拾五束

巻束三升

一米五升三合 御伝馬宿入用

内巻束 前々永引

是ハ田方御石代ニて金納ニ仕候

残武拾四束

御除地七畝拾歩寺内

田高合武拾巻石三斗巻升七合

一 当村宮 武社

田方反別合武町巻反八畝廿一步

内 巻社 御嶽山権現

畑高合六拾六石五斗七升九合

内 巻社 金山権現

畑方反別合拾巻町四反拾武歩

此外少々ノほこら三社

一 山畑四町武反六畝拾歩

一 当村御水帳 武冊

此 訳

是ハ寛文九酉年秋元但馬守様御領分之内、百姓中間<sup>(他)</sup>

上山畑巻町八畝拾歩

但巻反ニ巻斗五升五合

檢地之高反別を以、御年貢御役相勤来り申候

此米巻石六斗七升九合

同巻斗四升五合

一 御年貢米田畑共ニ毎年御石代被仰付、金納ニ仕来申候

中山畑七反巻敵拾歩

同巻斗四升五合

一 荏・大豆・麦・綿・紬・麻苧、御割府通り上納、同金

此米巻石三升四合

同巻斗三升五合

納ニ仕来り申候、代米之義米ニて被下候

下山畑巻町八反歩

同巻斗三升五合

一家数四拾九軒 内<sup>(四拾八軒百姓)</sup> 巻軒<sup>(寺)</sup>

此米武石四斗三升

一人別三百拾巻人 内<sup>(男百四拾八人)</sup> 女百六拾人

下々山畑六反六畝武拾歩

同巻斗武升

右人別之内

此米八斗

商人巻人、是ハ金武朱、ぼてい御役指上ケ商売

米合五石九斗四升三合

出家三人

内米四石七斗四升八合大豆ニ成、但米巻升ニ武升宛

一 馬牛武拾九疋

内 女馬拾巻疋  
女牛拾八疋

此大豆九石四斗九升六合

一切支丹御高札

一 産物 絹・紬織出申候  
井倉村神主  
志村美濃

〔後筆〕  
〔七月十一日〕

見捨地

一 老社 御嶽権現 明き三尺

内 老社 金山権現 明き三尺

〔後筆〕  
〔三月廿一日〕

一 除地 烟七畝拾歩  
京都西本願寺末  
浄土真宗 正蓮寺

〔後筆〕  
「宝地山」

高七斗三升

右寺社之儀は右之者より書上申候

一 当村より谷村へ老里 甲府へ拾武里半  
江戸へ武拾六里

一 戸沢川通用水堰川除御普請所有之

一 山畑四町貳反六畝拾歩

此取 大豆六石五斗三升  
稗三石六斗五升

一 柴山四町三反三畝拾七歩

此取米五斗四升六合

右之外、当村ニは名所・古跡并名山・古書物等一切無御

座候、右申上候通相違無御座候、以上

甲州都留郡戸沢村

〔文化三年〕  
寅八月

名主 郷左衛門 ㊦

与頭 作左衛門 ㊦

百姓代 喜兵衛 ㊦

甲 府

御役所

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

(富士吉田市 加々美四郎家文書)